

○君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成15年8月31日

条例第25号

改正 平成17年9月29日条例第29号

平成20年3月28日条例第3号

平成25年12月24日条例第32号

平成27年8月26日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、勤労者及び市民の健康の増進並びに教養及び文化の向上を図り、もって勤労者及び市民の福祉の増進に資するため、君津市勤労者総合福祉センター（以下「勤労者センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 勤労者センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 君津勤労者総合福祉センター

位置 君津市西君津11番地6

(事業)

第4条 勤労者センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康の増進に関する事業
- (2) 教養及び文化の向上に関する事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、勤労者センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、勤労者等の健康及び福祉の増進を図る目的で設立された法人その他の団体（市内に事務所等を有するものに限る。）であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 勤労者センターの使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務
- (2) 勤労者センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 勤労者センターの管理運営に関する業務
- (4) 勤労者センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、勤労者センターの管理運営に関し必要な業務  
（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、勤労者センターの管理運営に関し本市と締結した協定その他市長の定めるところにより、勤労者センターの管理を行わなければならない。

（使用時間）

第8条 勤労者センターの使用時間は、規則で定める。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用時間を変更することができる。

（休館日）

第9条 勤労者センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月2日まで

（使用の許可等）

第10条 勤労者センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 使用により勤労者センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第4号において「暴力団」という。）の利益にな

るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、勤労者センターの管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、使用の許可に際し、勤労者センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(3) 使用者が第10条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、勤労者センターの管理上支障があると認めるとき。

(意見聴取)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、第10条第2項第3号又は前条第4号に該当するかどうかについて、千葉県君津警察署長の意見を聴くことができる。

(譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、勤労者センターの施設等を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸

してはならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、その使用が終わったとき又は第14条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用した勤労者センターの施設等を原状に回復しなければならない。

(入館等の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、勤労者センターを利用する者（以下「利用者」という。）の入館を制限し、若しくは禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1) 利用者が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 利用者が勤労者センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、勤労者センターの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第19条 使用者又は利用者は、自己の責めに帰すべき理由により勤労者センターの施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月28日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第32号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第25条 第24条の規定による改正後の君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条第2項）

1 専用使用

区分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで（ただし、日曜日及び祝日は午後7時まで）
会議室等	会議室	1,020円	1,020円	1,020円
	特別会議室	1,540円	1,540円	1,540円
	研修室	2,050円	2,050円	2,050円
	教養文化室	1,020円	1,020円	1,020円
フィットネススタジオ		2時間まで2,050円		

備考

1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の利用料金は、2割増しとする。

- 2 フィットネススタジオを使用する者が、当該施設を使用する日において個人使用の表に掲げるサウナルームを使用するときは、サウナルームの利用料金は無料とする。

## 2 個人使用

区分	金額
トレーニングルーム	820円
フィットネススタジオ	1,020円
サウナルーム	300円

### 備考

- 1 本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者の利用料金は、2割増しとする。
- 2 フィットネススタジオは、スタジオレッスンを受講して使用する場合に限る。
- 3 フィットネススタジオ又はトレーニングルームを使用する者が、当該施設を使用する日においてサウナルームを使用するときは、サウナルームの利用料金は無料とする。
- 4 公益財団法人体力づくり指導協会（以下「体力づくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用する時の利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額1,540円を上限とする。
- 5 体力づくり指導協会が運営するスポーツプラザの法人会員として登録しているものに対し体力づくり指導協会が発行する利用券を使用して、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とトレーニングルームを併用して使用する者の利用料金は、トレーニングルームの利用料金にかかわらず、410円を上限とする。